

最高裁秘書第3422号

平成29年8月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

5月9日付け（同月10日受付，最高裁秘書第2172号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

A班所属の第69期司法修習生から提出された，二回試験終了後の海外旅行に関する承認申請書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，廃棄済みである。

